

令和6年度 大村市立鈴田小学校 いじめ防止基本方針

【学校基本方針の目的】

- 本校では、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめに対する措置」、この一連の取組を、速やかに行動に移せるよう具体的な行動場面を想定し、いじめ防止基本方針を策定する。
- 本校は、学校教育方針に「人間尊重の基盤として、知・徳・体・食の調和のとれた教育を推進し、学校・家庭・地域社会相互の連携協力のもと、国際社会に貢献できる創造性豊かな児童を育成する。」と謳っている。また、教育目標にも「進んで学び心豊かにたくましい児童の育成」と掲げている。
- 心豊かで心身ともに健やかな子どもの育成を目指す本校にとっても、いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという毅然とした態度で、その撲滅に努める。

（定義）第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【めざす児童像】 「輝く鈴っ子」

進んで学びよく考える子供	[知]
明るく思いやりがある子供	[徳]
健康でたくましい子供	[体]

【いじめ対策委員会】

- いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任による「いじめ対策委員会」を設置する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーや大村市教育委員会のスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家とも連携し、対応に当たる。
- 日頃から児童の問題行動等について注意深く観察し、定期的に児童理解の会を開き、全職員で共通理解をする。また、緊急の場合は、臨時に全職員を招集し、共通理解を図る。

【PTA及び関係機関等との連携】

- 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。その場としては、授業参観後の学級PTAやPTA総会、学校支援会議を当てる。
- 日頃から、いじめのない学校にしようと、児童自身が強い気持ちをもつことができるよう指導する。毎年7月の鈴っ子の心を見つめる教育週間には道徳授業の公開、12月の人権週間には全校集会を行い、さらに重点的に指導を行う。

《いじめ問題への取組》

【いじめの防止】

いじめを生まない生き生きとした学校作りに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力の育成に全力を注ぐ。

- 教師の指導力向上のため、「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- 「鈴っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道德教育の充実や心の教育を推進する。
- 児童と教職員及び児童同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い、一人一人に居場所のある楽しい学校となるよう一丸となって取り組む。

【いじめの早期発見】

- 日頃からの児童観察や教職員同士の情報交換、児童へのアンケート（毎月1回）、必要に応じた個別の面談などを実施する。また児童のささいな変化に気付いた場合、教職員がいつでも情報を共有できるよう、管理職に報告・連絡・相談を行い、臨時の連絡会を招集する。
- 児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるよう、相談室には毎日心の相談員が待機し、急な児童・保護者の相談にも対応できるようにする。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家とも連携し、いつでも相談ができる体制を作る。さらに、学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤルなど）についても周知や広報を継続して行う。
- 学校の中に死角を作らないよう、管理職を中心に定期的に校内巡視を実施する。

【いじめに対する措置】

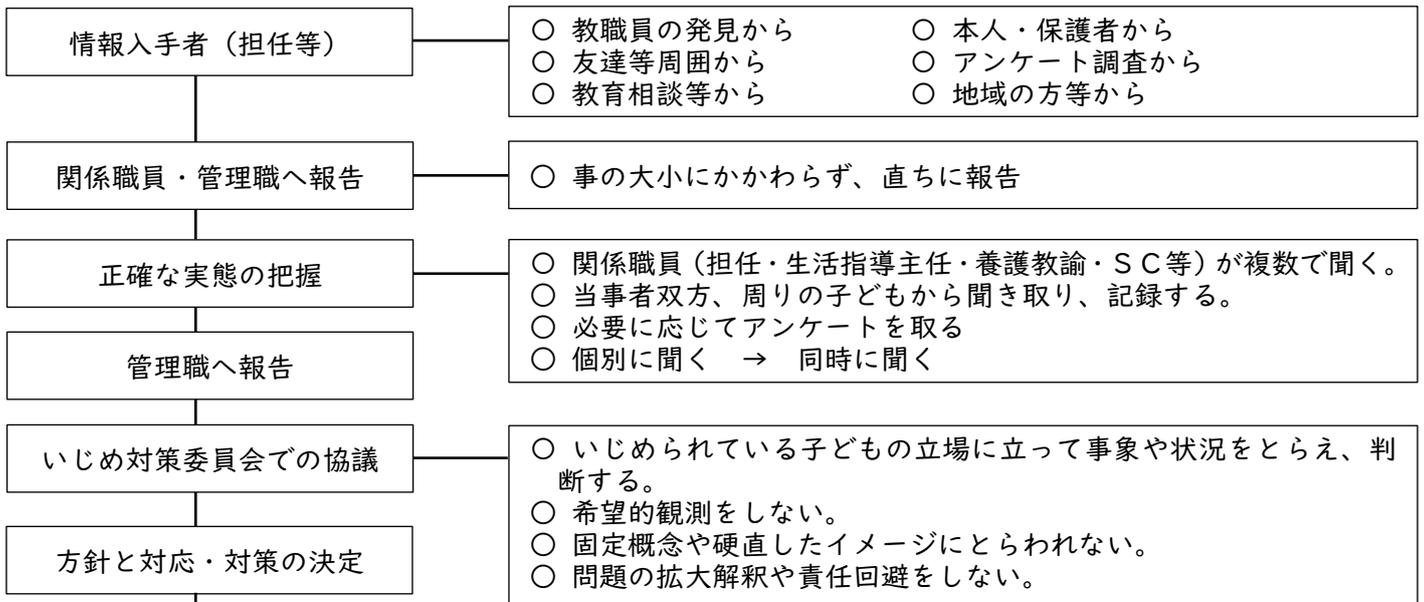
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、大村市教育委員会との連携の下で取り組む。

- 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
- 発見・通報を受けた場合は、まず管理職へ一報を入れ、いじめ対策委員会の中で情報を共有する。そして、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- まず、いじめられている児童から事実関係の聴取を行う。その後心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。さらに、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、すぐにいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言等を行う。

【重大事態発生時の対処】

- 事実関係を明確にするための調査を行う際には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ① いつ頃から
 - ② 誰から行われ
 - ③ どのような態様であったか
 - ④ いじめを生んだ背景事情
 - ⑤ 児童の人間関係にどのような問題があったか
- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 児童が自殺を企図した場合、児童が身体に重大な障害を負った場合、また、金品等に重大な被害を被った場合、児童が精神性の疾患を発症するなどの重大事態が発生した場合は、直ちに大村市教育委員会に連絡を取り、指示を仰ぎながら、校長を中心に全職員で速やかに対応に当たる。

《いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応》



いじめられている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点

- ① いじめの事実を把握する。
- ② 不安を除去し、安全を確保する。
- ③ 訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④ 苦しみを受容する。
- ⑤ 活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥ 対人関係の回復を支援する。
- ⑦ 自己主張への積極的支援を図る。

(2) いじめられている子どもに寄り添う指導

- ① いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ② いじめ行為を止めさせることが先決である。

〈保護者への対応と連携〉

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ① 通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ② 誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ① 誠意が伝わる連絡をする。
- ② 緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ① 約束事を守る。
- ② 面談や家庭訪問を継続する。
- ③ 学校と家庭が情報交換を密にする。

観衆（心理的同調者）の子どもへの指導

- ① いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。
- ② いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
- ③ ストレスの除去に努める。

学級全体への指導

<ol style="list-style-type: none"> ① 話し合いなどを通じていじめを考える。 ② 心の教育の充実を図る。 ③ 見て見ぬふりをしない。 ④ 自らの意志による行動をとれるようにする。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 好ましい人間関係をつくる。 ⑥ 教師の姿勢を示す。 ⑦ 学級の連帯感を育てる。 ⑧ 正義を行き渡らせる風土を培う。
--	--

いじている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点

- ① いじめの事実を把握する。
- ② カウンセリング・マインド
- ③ いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④ いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤ 人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥ 健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦ 教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧ 指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導

- ① ロールプレイング（役割演技）の活用
- ② ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

〈保護者への対応と連携〉

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ① 家庭訪問して事実関係を確認する。
- ② いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③ 必要以上に原因に追及しない。
- ④ 子どもとのかかわり方について助言する。
- ⑤ 今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。

【対応するときの留意点】

- ① 保護者の気持ちを理解する。
- ② 誠意ある態度で臨む。

傍観者（無関心者）の子どもへの指導

- ① いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。
- ② いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気をもたせる。
- ③ 傍観は加担と同じであることに気付かせる。

《いじめ問題への取組についてのチェックポイント》

指導体制	(1)	○ いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	(2)	○ 「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○ いじめについて訴えがあった時は、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○ いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○ お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にしている指導等の充実に努めている。特に、「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明確な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○ いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、最新の注意を払っている。
早期発見・早期解決	(10)	○ 児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○ 校内に児童の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○ 教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○ いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○ いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○ いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭地域関係機関との連携	(17)	○ 年度初め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
	(18)	○ いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を行っている。
	(19)	○ 学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○ PTA や地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。